

2021年8月11日

地球温暖化対策検討WG 山地座長
経済産業省産業技術環境局 環境経済室 御中

第9回 合同会合 地球温暖化対策計画（案）〔資料3〕に対する意見等

一般社団法人日本鉄鋼連盟
環境・エネルギー政策委員会
副委員長 小川 博之

まず、総論として、これまで席上で述べた点について改めて申し上げます。

本計画の目的や位置づけについて明示的な記載をお願いしたいと思います。第9回合同会合の事務局からの回答では、「野心的な数値目標が先にあった中での、そこをどうやって実現するかという計画の作り方になった。これは同じタイミングで、検討されているエネルギー基本計画の議論、我々としてそれ以外の方も含めて、検討してきた中で、すべてできることを積み上げてきたこれまでの計画とだいぶ性格の違うものになっている」との説明もありました。

本計画は、これからの9年間の期間にわたって、不断の努力を重ね、最新の成果を取り入れながらアップデートを積み重ねて行くような計画ではないかと理解しています。この際、積み上げの裏付けのない『大目標』の宣言だけでは達成はおぼつかないことから、前述の位置づけを国として明確にし、目標の実現にむけて国民や産業界が総力をあげて協力していく体制を築く必要があります。また地球環境問題への貢献とともに、『経済と環境の好循環』を生み出し、日本が世界を新しい技術や社会システムでリードし、成長をする『グリーン成長戦略』の実現も本計画で目指すべき重要な目的となります。

以上2つの重要な事項を『はじめに』に明記し、かつ、第4章の推進のフォローの中にも、①積み上げの裏付けのある計画として常に計画をアップデートする仕組みを検討すること、および、②国家戦略としての『グリーン成長』への本計画からの寄与度を評価し軌道修正して行くという項目を追加して頂きたいと思います。

他方、本計画を実効あるものとするには、野心的な目標達成のために社会全体として生じるコストを可視化し、目標実現に伴う負担について国民の理解と覚悟を得て、確かな行動変容を促すための、分かりやすい情報提供が不可欠となります。

計画案では各セクターに厳しい削減が求められていますが、特に家庭部門には7割近い削減が設定されています。電力など間接部門の削減も含まれた数字かと思いますが、電源構成の変革に伴う電気代の上昇は家計に直接作用しますし、その他生産部門での削減活動に伴う大幅なコスト上昇も、消費ベース排出量の約6割を占める家計には大きな影響を与えることとなります。省エネルギー性能の高い住宅・建築物の選択や断熱リフォーム、省エネルギー・脱炭素型の製品への買換えといった、家計がとるべきアクションもそれぞれ多大な支出を伴うものです。「健康面への配慮や快適性など豊かさ」など明るい面だけではなく、こうした負の側面についてもオープンに開示して、国民が覚悟を決めて臨む「行動変容」が起きない限り、このような野心的な目標の実現は叶いません。

なお、以下に各論について申し上げます。

「はじめに」

意見(1) : P1L3~6

【該当部分】地球温暖化対策計画（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 8 条第 1 項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成 27 年 12 月 22 日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき策定するものである。

【修正意見】書き出しで本計画の法的位置づけのみ短く記載（上記）し、その後すぐ一般的な背景説明に移り「はじめに」が終了してしまう。総論で申し上げた通り、上記に続く形で本計画の位置づけや目的を明示的に記載願いたい。

また、従来行われた所謂「積み上げ」が計画策定時点で完全とは言えない事が明らかとなっている。エネルギー基本計画側の検討において、精緻に省エネ量の算定を行った結果に基づく対策と、そうではなく検討不十分な対策とが混在しているのであれば、対策毎にその精査度合いの違いを明確にするべきであり、その上で引き続き検討が必要な対策については、検討作業の方法やスケジュールなどの具体的な対応策も本文中に記載するべきである。

（意見(1)については、同(21)にも関連する記載あり）

意見(2) : P2L11~16

【該当部分】さらに、気象災害の激甚化に対する危機感の高まりなどを背景に「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す自治体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 自治体であったが、2021 年 7 月時点においては 420 自治体、表明自治体の人口を足し合わせると 1 億 1000 万人を超え、加速度的に増加した。

【修正意見】総論で述べ通り、厳しい目標の実現には、良い事も悪い事もオープンに開示して国民の理解と覚悟に基づく行動変容が不可欠であるが、後にも述べる通り、本計画中の記載内容は楽観的に過ぎるものが目立つ。上記の「表明自治体の人口を足し合わせると 1 億 1000 万人を超え」とする記載も、あたかも国民の大部分が「ゼロカーボン」に合意しているかの印象を与える。一方、本年 3 月に公表された内閣府「気候変動に関する世論調査」を見ると、「脱炭素社会」の認知度について「知らなかった」が 31.1%、これから社会の主力となる 19~29 歳の年齢層では 53.5%が「知らなかった」とされるのが実態である。

県や市など参画自治体の範囲が様でない中、その規模感を示すための方便かも知れないが、本計画の冒頭で上述のような誤解を与えかねない表現を行う事は適切とは言えず、削除すべきである（「420 自治体」で極めて多くの自治体が参画している事は容易に伝わる）。

第 1 章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

第 1 節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

1. 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた 中長期の戦略的取組

意見(3) : P11L19~22

【該当部分】我が国は、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につながるという考えの下、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指す。

【修正意見】“・・・大きな成長につながりうるという考え方・・・”に変更すべきである。温暖化対策が成長につながるとの一方の表現になっているが、政府の方針は「経済と環境の好循環をつくり出す」（2020-10-26 菅内閣総理大臣所信表明演説）こと、すなわち双方の関係性を構築する事の筈。首相官邸 HP でも、環境対策は力強い成長等の「鍵」と記載されており、上記のような断定的な表現はされていない。

意見(4) : P11L30～33

【該当部分】経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進める。

【修正意見】エネルギー基本計画素案（8/4 素案②）の“4. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応”において、「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。」（P23）とあり、p24 “（3）電力部門に求められる取組”の冒頭では「様々な経済活動のうち、電力部門においては、再生可能エネルギーや原子力といった実用段階にある脱炭素電源が存在するため、これらの電源を用いて着実に脱炭素化を実現することが求められる。」と記載されている。本計画案でも“（電力分野の脱炭素化）”（P56）や“（2）地球温暖化対策技術開発と社会実装”（P84）などで関連する記述が多少は見られるが、本項のような総括的なところで、原子力の活用についてもエネルギー基本計画と平仄の合う形で記載すべきであり、さもなくば計画としてバランスを欠いたものとなる。

第2節 地球温暖化対策の基本的考え方

1. 環境・経済・社会の統合的向上

意見(5) : P12L26

【該当部分】地球温暖化対策の推進に当たっては、我が国の経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決、そして SDGs の達成にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかし、環境・経済・社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図る。

【修正意見】「SDGs の達成」が追記されたことを歓迎する。気候変動分野では、問題を「善」「悪」などの二元論で捉えて感情的に主導しようとする動きが見られがちである中、こうした単純な考え方を排し、世界全体で目指すべき複数のゴールが存在することを「環境・経済・社会の統合的向上」に明記した事は大きな意味を持つ。本計画の全体を通して、こうした多様な視点や価値観を尊重する客観的姿勢を維持していただきたい。

意見(6) : P12L29～P13L7

【該当部分】具体的には、経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化、自然との共生を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革、3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）をはじめとするサーキュラーエコノミーや自然生態系による炭素吸収・蓄積という生態系サービスの長期的な発揮を含む自然共生社会への移行、脱炭素に向けた攻めの業態転換及びそれに伴う失業なき労働移動の支援等を大胆に実行する。

【修正意見】 意見(4)と同じ

意見(7) : P13L7~11

【該当部分】「労働力の公正な移行」はパリ協定において必要不可欠と規定されており、・・・労働力に加え、地域経済、地場企業の移行を一体的に検討する必要がある。」

【修正意見】公正な移行とは「温暖化対策によって発生した廃業・倒産に対して政府がどう支援するか」であると欧州では定義されている。他方、こうした概念とは別に、本来、日本国内で経済、雇用を支えるべき産業が、野心的な目標とそれを実行するための対策に伴うコスト負担増により、国際競争力が劣後し、国内での事業継続が難しくなることも懸念される。これを未然に防止するのは日本政府の極めて重要な役割である。よって、「・・・労働力に加え、地域経済、地場企業の移行を一体的に検討することに加え、我が国の経済、雇用を支えるために必要な産業に対して国際競争力維持の観点等から政策的な緩和措置を講じる必要がある。」とすべきである。

また、こうした「移行リスク」のある対象について、事前に予見・特定してその影響を見積もり、公正な移行を確実なものとする対策や支援策について関係者と事前協議をする、などといった具体的な対応の方向性についても記載願いたい。

意見(8) : P13L18~20

【該当部分】新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症は、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化にも深く関係していると言われており、今後の人間活動や自然との共生の在り方の再考を私たちに突き付けている。

【修正意見】出所を明らかにして脚注等に記載すべきである。

意見(9) : P13L30~P14L1

【該当部分】・・・私たちは時代の大きな転換点に立っているという認識の下、新型コロナウイルス感染拡大前の社会に戻るのではなく、持続可能で強靱な社会システムへの変革を実現することが求められている。

【修正意見】「社会システムの変革」は重要だがその前に為すべきことがある。コロナ禍の経済影響は需要の喪失であり、震災などで生産設備が棄損した場合とは異なり設備再建投資に直結せず、需要の喪失が最大の課題となっている。既存設備の稼働が落ちて資金回収が進んでいない企業の実態を見ると、設備投資の後ろ倒しや設備更新の新陳代謝が遅れることで温暖化対策投資が進まないリスクが出てくることが想定される。変革の前にまずは投資余力を確保すべく、需要回復・喚起のための施策が必要となる。

「需要回復・喚起のための施策を通じ、我が国経済の足腰を強靱なものにした上で、持続可能で強靱な社会システムへの変革に挑戦することが求められている。」という記載とすべきである。なおこの際「新型コロナウイルス感染拡大前の社会に戻るのではなく」という一文は、「社会システムへの変革」に含意されており、冗長のため不要である。

6. 評価・見直しプロセス (PDCA) の重視

意見(10) : P15L26~29

【該当部分】本計画の実効性を常に把握し確実にするため、本計画策定後、毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等を、温室効果ガス別その他の区分ごとの排出削減量、

対策評価指標、関連指標等（以下「対策評価指標等」という。）を用いつつ厳格に点検し、必要に応じ、機動的に本計画を見直す。

【修正意見】これまでの、実現可能性が十分検証された、積み上げによる実行計画で実際に行われてきた作業と変わりがないように見える。しかしながら今回は、本計画の土台となるエネルギー基本計画側の検討での省エネ対策の精査など、従来と同様のプロセスを経たものとそうではないものが混在していることから、目標の遵守、踏み上げを企図する点検だけでなく、項目の変更や、場合によっては目標の下方修正の検討など、従来とは異なる柔軟な見直しが求められる。見直しの手続き論について予め具体的に規定しておくべきである。

第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

意見(11-1) : P19L1～全体

【修正意見】個々の削減対策、あるいは全体として発生するコスト、とりわけ国民負担に関する理解を求める記述が依然として見られない。国民各層の行動変容を促すにあたり欠くことのできない情報であり、これを糊塗しては抜本的な削減の実現は望めない。

第4節 個々の対策に係る目標

意見(11-2) : P22L14～19

【修正意見】個々の対策を裏付けのある数字を伴って整理するのは従来通り好ましいやり方である。但し、今回は積み上げの議論が十分でない部分もあり、エネルギー基本計画の議論においても厳しい目標に対する「数字合わせ」との声も聞かれる。削減アクションに無理がないのか、実現可能性が懸念されるため、計画案の然るべき箇所が発生するコストや全体としての国民負担を分かりやすい形で記載するか、少なくともそうした情報の開示に向けた手順やスケジュールを明示すべきである。

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

1. 「国」の基本的役割

(3) 国民各界各層への地球温暖化防止 行動の働きかけ

意見(11-3) : P24L4～17

【修正意見】記載は一般的な広報の域を出ておらず、極めて厳しい目標に対して国民各層の行動変容に向けた理解と覚悟を求めるものとは程多い。例えば、麻生政権が日本のGHG削減中期目標を決定するにあたり国民の声を求めて提示した6つの選択肢のような、分かりやすい形で、負担の増加など歓迎されない話も包み隠さずオープンにする必要がある。こうした情報を計画案に記載するか、別の機会に開示するのであれば、その手順やスケジュールを具体的に本計画内で示すべきである。

(意見(11)については、同(13)、(16)、(20)にも関連する記載あり)

3. 「事業者」の基本的役割

(1) 事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施

意見(12) : P26L18～20

【該当部分】中長期の削減目標を設定し、その実現に向けて、RE100等を踏まえた再生可

省エネルギーの積極的な導入・利用その他の自社の排出削減やサプライチェーン全体の排出削減を計画的に進める。

【修正意見】事業者においては、これまでも法令および自主的取組への対応として、省エネ（BAT の最大導入）が行われているところ、これら既存の取り組みをその他扱いとし、再エネ導入が主たる取り組み事項であるかのように記載することに違和感を覚える。事業者における既存の省エネ取り組みについても明示的に記載すべきである。

4. 「国民」の基本的役割

(1) 国民自らの積極的な温室効果ガスの排出の量の削減

意見(13) : P27L13~28

【修正意見】P20 の表 1 では家庭部門に 7 割近い削減が設定されているが、その困難さが伝わらない説明である。電力の低炭素化による所が大きいかもしれないが、それでも電気代の上昇など、国民生活に大きな負担が生じる筈である。今までの削減とはレベルの違う行動変容が求められるにもかかわらず、対策の具体例が「COOL CHOICE」では心もとない。省エネルギー性能の高い住宅・建築物の選択や断熱リフォーム、省エネルギー・脱炭素型の製品への買換え・サービスの利用、再生可能エネルギー電力と EV/PHEV/FCV の普及など、国民に求められる購買行動が「健康面への配慮や快適性など豊かさ」と関係づけて記載されている。実際は全て多大なコストのかかる話にも関わらず、負担については何も語られていないのは問題であり、そうした情報を計画案に記載するか、別の機会に開示するのであれば、その手順やスケジュールを具体的に計画内で示すべきである。

(意見(13)については、同(11)、(16)、(20)にも関連する記載あり)

第2節 地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策

A. 産業部門（製造事業者等）の取組

(a) 産業界における 自主的 取組の推進

○低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証

意見(14) : P32L14~16

【該当部分】さらに、自主的目標を尊重しつつ、政府の 2030 年度目標との整合性や 2050 年のあるべき姿を見据えた 2030 年度目標設定、共通指標としての 2013 年度比の二酸化炭素排出削減率の統一的な見せ方等、検討を進める。

【修正意見】産業界における自主的取組の 2030 年度目標は既存 BAT の最大限導入をベースとするいわゆる積み上げ型であるのに対し、政府の 2030 年度目標は国家全体としての意欲的な目標をトップダウンで設定したものと、両者の性格には大きな違いがある。個別の産業団体や企業側のみならず国家全体の目標との整合性を求めても実務的に対応は難しい。

また、2030 年度目標は既存 BAT による対策が中心となる一方、2050 年のあるべき姿（カーボンニュートラルの実現と理解）は、まだ実在しない超革新的技術などのイノベーションを要するものであり、両者の間には多くの産業分野において非連続な関係と理解している。

2050年のあるべき姿を見据えた2030年度目標設定とは、単純なバックキャスト、つまり直線状に引かれた削減パスウェイの設定を意味するものではないことは確認しておきたい。

○省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（鉄鋼業）

意見(15) : P35L14~15

【該当部分】最先端技術の導入として・・・コークス炉に投入する石炭の代替となる廃プラスチック等の利用拡大を図る。

【修正意見】鉄鋼業における廃プラ活用手段は複数存在するため、「・・・コークス炉等に投入する・・・」に変更する。

C. 家庭部門の取組

意見(16) : P44L16~P47L8

【修正意見】冒頭で66%削減の必要性をサラッと述べて種々の対策が書き連ねられているが、これらは全て家計からの出費を伴うもの。その他、再エネ推進により既に高騰している電気代がさらに上昇する恐れがあり、企業が実施する温暖化対策の費用は財・サービスのコスト上昇を招く可能性が高い。こうした国民負担の増加の可能性についても記述し、計画中に家計への負担について分かりやすい形で定量的に提示するか、そうした情報を別の場で開示する場合はその要領を本計画の中で明示すべきである。

(意見(16)については、同(11)、(13)、(20)にも関連する記載あり)

2. 分野横断的な施策

(2) その他の関連する分野横断的な施策

(a) 水素社会の実現

意見(17) : P77L2~4

【該当部分】産業部門は、水素還元製鉄をはじめとする製造プロセスの大規模転換や水素等の燃焼特性に合わせた大型ボイラー等の技術開発・実証を行う。

【修正意見】水素還元製鉄などの実現にはイノベーションが必要不可欠であり、プロセス転換の前にそれら技術を確立することが必要となる。したがって、「水素還元製鉄をはじめとする製造プロセスの大規模転換に向けた革新的技術開発の推進や」との記載に修正願いたい。

(e)成長に資するカーボンプライシング

(非化石価値取引市場)

意見(18) : P80L6~8

【該当部分】高度化法に伴う小売電気事業者の調達目標環境は維持した上で、需要家の証書の直接購入を可能にする環境整備・・・

【修正意見】需要家に証書の直接購入を可能にする環境整備を行った場合、小売電気事業者の供給高度化法における目標との調整もさることながら、20頁にあるエネルギー起源CO2の部門別削減想定削減目安に購入電力が非化石化することの寄与が織り込まれている場合、一部需要家への非化石価値の移転は、家庭部門などの購入電力の排出係数の悪化に作用す

ることになる。家庭部門における目標達成が困難になる懸念があると考えられるが、それら課題をどうクリアし、全体最適化を図るための具体的な仕組みをどのように設計しようとしているのかご説明頂きたい。

第3節 公的機関における取組

○国の率先的取組

<再生可能エネルギーの最大限の活用・有効利用、建築物の建築・管理>

意見(19-1) : P88L12

【該当部分】・政府保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入徹底

【修正意見】我が国に「経済と環境の好循環」をもたらす観点からは、上記導入にあたって「国産品の優先的な調達」を行うべきであり、その旨を追記願いたい。

<財・サービスの購入・使用>

意見(19-2) : P88L19

【修正意見】財・サービスの購入・使用全般について、LCA(ライフサイクルアセスメント)による評価を用いてライフサイクル全体での環境負荷が低いものを調達することが重要であり、その旨を「<財・サービスの購入・使用>」のポイントの一つとして追加頂きたい。

意見(19-3) : P88L25

【該当部分】・その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの購入・使用

【修正意見】意見(19-2)に加え、上記文章を「その他、ライフサイクルで環境負荷の・・・」とする。

<その他の事務事業>

意見(19-5) : P89L20~23

【該当部分】・・・また、カーボン・オフセットを含め、温室効果ガスの排出削減に資する製品をはじめとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率先的調達を行う。さらに、木材利用促進法に基づき庁舎等における木材の利用に努める。

【修正意見】我が国に「経済と環境の好循環」をもたらす観点からは、グリーン購入法や木材利用促進法に基づく調達のみならず、「国産品の優先的な調達」を行うべきであり、その旨を追記願いたい。

○地方公共団体の率先的取組と国による促進

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

意見(19-6) : P90L17~23

【該当部分】具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先した ZEB の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED 照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

【修正意見】「環境負荷の低減に寄与する製品・サービス」については「ライフサイクルで環境負荷の低減に寄与する製品・サービス」と変更する。また、列挙された財・サービスの購入・使用全般について、我が国に「経済と環境の好循環」をもたらす観点から、「国産品の優先的な調達」を行うべきである。

第6節 脱炭素型 ライフスタイルへの転換

○脱炭素型ライフスタイルへの転換

(国民一人一人の理解と行動変容の促進)

意見(20-1) : P99L9~12

【該当部分】・・・消費ベース（カーボンフットプリント）で見ると、全体の約6割が家計によるものという報告もあり、2030年度の目標の達成や脱炭素社会の実現のためには、国民一人一人が地球温暖化対策に取り組んでいく必要がある。

【修正意見】だからこそ生産段階の温暖化対策によるコストアップ等も家計に直接影響することになる。「国民一人一人が地球温暖化対策に取り組んでいく」にはそうした家計への影響を正しく理解して覚悟を決めて行う必要がある。温暖化による危機を漫然と述べるだけでは問題を「自分事」として捉えるのは難しく、実効ある形での行動変容にはつながらない。計画中に国民負担について分かりやすい形で定量的に提示するか、そうした情報の何らかの形での開示を計画の中でコミットすべきである。

意見(20-2) : P99L20~24

【該当部分】・・・脱炭素社会の実現に向けて一人一人に求められる取組や地球温暖化対策はより快適で健康なライフスタイル等に資するものであること等を、多種多様なメディア媒体や手法・ツール等を通じて継続的に発信することで、地球温暖化問題の一層の理解や自発的な地球温暖化対策の実践につなげる。

【修正意見】「一人一人に求められる取組や地球温暖化対策はより快適で健康なライフスタイル等に資するもの」といった記述は物事の一面を捉えているにすぎず、残り僅か9年度の7割削減を実現する厳しい行動変容に結び付く説明とは考えられない。国民に実践を求めるため「多種多様なメディア媒体や手法・ツール等を通じて継続的に発信」すべき内容は、こうした「良い面」だけではなくではなく、国民負担の増加など「悪い事」も包み隠さずオープンにし、国民の理解を得たうえで行動を求める発信が必要である。「COOL CHOICE」の推進(P98L29)でも、「影響力・発信力のある者等によるきめ細やかな働きかけ」(P99L4)でもなく、地球規模のゴールの実現に向けて、国民に生じうる負担も誠実に伝える政府の情報開示姿勢がまず求められる。こうした国民負担について、計画中に分かりやすい形で定量的に提示するか、別の機会となるのであれば、そうした情報を別途開示することを計画の中に記載してコミットすべきである。

意見(20-3) : P100L16~P103

(環境教育及び持続可能な開発のための教育(ESD)の推進)

【修正意見】国民負担等に対する理解活動の重要性について一切触れられていないのは問題である。「COOL CHOICE」が真っ先に掲げられているが、過去に「低炭素」社会実現に向けて開始された本運動ですら、未だに国民全般に認知されていないのが実情である。更に

厳しい削減が求められている今日、国民生活にもたらす明るい面ばかり強調するのではなく、マイナス面についても分かりやすく説明し、真の意味での行動変容につなげる必要がある。特に負担については正しく理解し、覚悟を決めて行動に移らないと、46%削減のような野心度の極めて高い目標の実現はおぼつかない。国民負担について、計画中に定量的で分かりやすい形で記載するか、別の機会となるのであれば、そうした情報を別途開示することを計画の中に記載してコミットすべきである。

第7節 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素 の推進（地域脱炭素ロードマップ）

意見(20-4) : P105L17~L33

2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

【修正意見】屋根置き太陽光発電の導入、再エネ促進、ZEB化、住宅・建築物の省エネルギー性能等の向上など、掲げられた「重点対策」の多くがコスト負担を生じるものであり、「創意工夫」で済ませられる話ではないことは明らか。タイトル自体がミスリーディングである。負担について国民が正しく理解し、覚悟を決めて削減に取り組めるよう、タイトルや記載内容を改めるべきである。

（意見(20)については、同(11)、(13)、(16)にも関連する記載あり）

第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

第1節 地球温暖化対策計画の進捗管理 3

意見(21) : P118L5~P119L9

1. 進捗管理方法

【修正意見】進捗が遅れている削減項目に対する対策・施策の「強化」について述べられている。「強化」のみ対象とするのであれば、個々の項目が、経済成長や国民生活の福利厚生に鑑みて、それぞれの項目の妥当性と実現可能性などについて予め検証され、国民各層のコンセンサスが得られている必要がある。従来の温対計画はそうしたアプローチが取られていたが、今回はそうした取り組みが十分では無いのが実情である。今後官民が協力してアップデートしていく計画として、従来とは目的や位置づけ等に変更があるのであれば、計画の冒頭などで明記すべきである事は先に述べた。進捗管理方法もそれに即した分かりやすい記載とすべきである。例えば、エネルギー基本計画の検討などで、精緻に省エネ量の算定を行った結果に基づく対策と、そうではなく検討不十分な対策など、対策毎にその精査度合いの違いを明確にした上で、引き続き検討が必要な対策については、検討の方法やスケジュールなど具体的な対応についても言及すべきである。

また、進捗管理に「(個々の対策の)費用対効果」が追記された点は評価したい。ただし、総体としての国民負担の状況、ひいては計画遂行の大前提である「経済成長への寄与」の度合い等についてもフォローアップを行うべきであり、その旨を明確に記載すべきである。

（意見(21)については、同(1)にも関連する記載あり）

以 上